

戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案新旧対照条文

○ 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法(昭和四十二年法律第五十七号)

改正案	現行
<p>(特別給付金の支給)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2~11 (略)</p> <p>12 前項の特別給付金を受ける権利を取得した者であつて、当該特別給付金を受ける権利を取得した日から五年を経過した日において第五項各号のいずれかに該当し、かつ、当該特別給付金を受ける権利を取得した日から五年を経過した日の前日までの間にその者と氏を同じくする子又は孫を有するに至らなかつたものには、特別給付金を支給する。</p> <p>(特別給付金の額及び記名国債の交付)</p> <p>第五条 特別給付金の額は、第三条第一項の特別給付金にあつては十万円、同条第五項の特別給付金にあつては三十万円、同条第六項又は第七項の特別給付金にあつては六十万円、同条第八項の特別給付金にあつては七十五万円、同条第九項の特別給付金にあつては九十万円、同条第十項から第十二項までの特別給付金にあつては百万円とし、それぞれ五年以内に償還すべき記名国債をもつて交付する。</p> <p>2~5 (略)</p>	<p>(特別給付金の支給)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2~11 (略)</p> <p>(特別給付金の額及び記名国債の交付)</p> <p>第五条 特別給付金の額は、第三条第一項の特別給付金にあつては十万円、同条第五項の特別給付金にあつては三十万円、同条第六項又は第七項の特別給付金にあつては六十万円、同条第八項の特別給付金にあつては七十五万円、同条第九項の特別給付金にあつては九十万円、同条第十項又は第十一項の特別給付金にあつては百万円とし、それぞれ五年以内に償還すべき記名国債をもつて交付する。</p> <p>2~5 (略)</p>

附則

(国債の発行の日)

2 第五条第二項に規定する国債の発行の日は、第三条第一項の特別給付金に係るものにあつては昭和四十二年五月十六日とし、同条第五項から第十二項までの特別給付金に係るものにあつては当該特別給付金を受ける権利を取得する日とする。

附則

(国債の発行の日)

2 第五条第二項に規定する国債の発行の日は、第三条第一項の特別給付金に係るものにあつては昭和四十二年五月十六日とし、同条第五項から第十一項までの特別給付金に係るものにあつては当該特別給付金を受ける権利を取得する日とする。